

福岡県公報

平成27年6月26日
第3705号

目次

告示 (第597号 - 第606号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	4
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	6
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	6
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定	(環境保全課)	7
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○公共測量の終了 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9

○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	12
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13
○意見募集の結果の公示	(建築指導課)	13
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	14
○落札者等の公示	(総務事務センター)	14
○意見募集の結果の公示	(職業能力開発課)	14
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	15
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	15
○一般競争入札の実施	(教育庁企画調整課)	16
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	19

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) ……………20
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) ……………20
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) ……………20

雑 報

- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………21
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………21
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………22
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………22
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………23
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………23
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………23
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………24
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………24
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………24
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………25
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………25
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………25
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………26
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………26
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………27
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………27
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………27
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………28
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………28

再 掲

- 特定危険薬物の指定 (薬 務 課) ……………29

告 示

福岡県告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	金 田 夏 吉 線 伊 田	前	田川市大字伊田1479番1 先から 田川市大字伊田1482番1 先まで	10.1 ～ 14.5	100.8
			後	田川市大字伊田1479番1 先から 田川市大字伊田1482番1 先まで	8.1 ～ 14.5	100.8

福岡県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年6月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

田川	金田 夏吉 伊田	田川市大字伊田1479番1先から 田川市大字伊田1482番1先まで
----	----------------	--------------------------------------

福岡県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	田川線 犀川	前	田川市大字伊田1480番3先から 田川市大字伊田1492番6先まで	9.0 ～ 19.0	71.3
			後	田川市大字伊田1480番3先から 田川市大字伊田1492番6先まで	7.5 ～ 19.0	

福岡県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年6月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

田川	田川線 犀川	田川市大字伊田1480番3先から 田川市大字伊田1492番6先まで
----	-----------	--------------------------------------

福岡県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	宮小路 中益線	前	嘉麻市中益758番1先から 嘉麻市中益758番9先まで	11.8 ～ 16.6	28.6
			後	嘉麻市中益758番1先から 嘉麻市中益758番9先まで	11.8 ～ 16.0	

福岡県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

飯 塚	一般 国道	211号	前	飯塚市鶴三緒1590番1先 から 飯塚市鶴三緒1555番1先 まで	9.7 ～ 18.6	247.4
			後	飯塚市鶴三緒1590番1先 から 飯塚市鶴三緒1555番1先 まで	9.7 ～ 26.5	

福岡県告示第603号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年3月福岡県告示第419号久留米都市計画下水道事業久留米公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 事業施行期間

昭和42年6月7日から平成33年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成25年3月19日付け福岡県告示第419号の事業地に次の区域を加える。

久留米市

宮ノ陣町八丁島 字南竹ヶ崎の一部

宮ノ陣町若松 字六内畑、字柿添、字市丸、字二千溝の各字の一部

大善寺町宮本 字向松(1)、字向松(2)、字糖尾、字小糖尾、字東裏、
字野口の各字の一部

荒木町荒木 字井手口、字生津尾、字壺丁田、字山本、字道西、字向野中、
字野中、字向一ノ左右、字一ノ左右(1)、字一ノ左右(2)、
字下一ノ左右、字用の坪の各字の一部

荒木町藤田 字道西、字初風戸、字境吹ヶ、字左入り、字狐坂、字狐坂(2)、
字笹尾(1)、字笹尾(2)、字浦田前(2)、字浦田の各字の一部

荒木町今	字北脇(1)、字北脇(2)、字北脇(3)、字宮脇、字外野(1)、 字外野(2)、字宮ノ前、字前野、字前田、字道ノ上、字乾田、 字小ハサコ、字大ハサコ(1)の各字の一部
荒木町下荒木	字原(1)、字原(2)、字原(3)、字深田(1)、字深田(2)、字下牟田(1)、 字下牟田(2)、字下牟田(3)、字沼口(1)、字簇原(4)、字簇原、 字井尻(1)、字井尻(2)、字井尻(3)、字石原(2)、字古門(1)、 字古門(3)、字天神前(1)、字天神前(2)、字天神前(3)、字天神前、 字三川、字下原(2)、字立毛(3)、字久保田(2)の各字の一部
荒木町白口	字結興、字糖尾(2)、字楢原前、字内六の各字の一部
藤光町	字屋敷(1)、字屋敷(2)、字屋敷(3)、字山道(1)、字山道(2)、 字小原、字西田、字野間口、字枝光、字屋敷坪、 字笹尾の各字の一部
上津町	字新井手、字七田原、字鶴ノ瀬、字免町、字九ノエ、 字五之エ、字光勝寺前、字土穴、字松葉須八、 字本山ムルガ池の各字の一部
藤山町	字下柳ノ瀬、字下深妻(1)、字下深妻(2)、字谷尻、字甲塚、 字向日焼、字仏坂(1)、字下釜口(2)、字深妻、字鉾立(1)、 字鉾立(2)、字猫山、字大釜の各字の一部
高良内町	字向法事、字柳井田、字柳ノ瀬(2)－(1)、字下柳ノ瀬の各字の 一部
善導寺町島	字一丁田、字久保、字袋田(2)、字末広(1)、字八反田(1)、 字七曾根(2)、字下馬場先、字前浜(2)、字前浜(3)、字松の木、 字東畷(1)、字東畷(2)、字松の木(1)、字浦浜(1)、字浦浜(2)、 字西畷、字古宮(1)の各字の一部
善導寺町飯田	字東内畑(2)、字向前田、字緒方(1)の各字の全部並びに字蓮町、 字中門田、字門田、字松手、字卸田、字橋詰、字堂前、 字乙吉、字大坪、字堂溝田、字餅田、字東内畑(1)、字中内畑、 字緒方(2)、字三明寺、字正ヶ池、字正覚寺の各字の一部
善導寺町木塚	字中川原(1)、字中川原(2)、字古内畑(1)、字古内畑(2)、字前畑、

	字村下(2)、字古南内畑(1)、字古南内畑(2)、字書添(2)、 字堂前内畑(2)、字堂前内畑(3)、字堂前内畑(4)、字北屋敷(1)、 字南内畑(5)、字本村内畑(2)、字本村内畑(3)、字本村内畑(4)、 字西城戸(1)、字西城戸(2)、字西城戸(3)、字北島内畑(2)、 字北島内畑(3)の各字の一部	草野町吉木	字大日、字西藤町、字東藤町、字上大日、字下吉木原、 字西橋崎、字西唐谷、字唐谷、字上吉木原、字南面松、 字西南面松、字西小路、字原小路、字西江下小路、 字上江下小路、字西吉野尾、字東吉野尾、字合原、 字東江下小路、字下江下小路、字東小路、字下合原、 字東合原、字古町、字東鹿谷、字下古町、字立頭、字東橋崎、 字上堀下、字松本、字田嶋、字下馬場、字馬場、字中馬場、 字若宮、字竜泉寺、字上諸富、字東野付、字中諸富、 字東諸富、字諸富、字東田嶋、字三光の各字の一部
大橋町常持	字袋田、字柵町(2)、字稲葉(2)、字稲葉(1)、字六反田(1)、 字六反田(2)、字室町(1)、字石橋(2)、字オノ口(1)、字オノ口(2)、 字高辻(2)、字前田(1)、字前田(2)、字内畑の一(1)、 字内畑の一(2)、字内畑の二(1)、字内畑の二(2)、字内畑の二(3)、 字内畑の三(1)、字庄ノ前の各字の一部	草野町矢作	字上東屋敷、字中西屋敷、字下葛原、字下西屋敷、 字中東屋敷、字下東屋敷、字石橋、字居釜口、字海老出、 字島の子、字東島の子、字小牟田、字長谷、字西下春、 字東下春、字上春、字梨木谷、字島帽子形、字惣津町、 字下宗津留、字野内、字九郎町、字前田、字大坪、字一丁田、 字久保、字柵目の各字の一部
山本町豊田	字市木、字山澁、字東屋敷、字セツラの各字の一部	草野町草野	字町下、字北屋敷、字屋敷、字村下、字前畑、字後田、 字道の上、字薬師下の各字の一部
山本町耳納	字水洗、字西前田、字藤ノ木、字尾畑、字落マ、字清水本、 字ウス井、字前田、字東水洗、字河原田、字楠町、字宮チゴ、 字蓮町、字谷、字ノマ、字笹町、字東河原田、字芹田、 字西原、字浦柵田、字扇田、字京デ、字南屋敷、字西屋敷、 字森ノ下、字上クツシ、字森田、字下屋敷、字イガマグチ、 字阿弥陀堂、字シヨクデ、字中屋敷、字東屋敷、字立石、 字カラ谷、字サヤ、字麻漬、字上屋敷、字上ノ段屋敷、 字シヨクデ屋敷、字アンメン、字八反田、字シヨクデ、 字コタデン、字山出、字八支、字釜屋敷、字辻屋敷、 字三角屋敷、字ユデ、字西今泉、字西三枚田、字イシリ、 字今泉、字下鈴蔵、字唐掘、字西浅井、字浅屋敷、 字院ノ馬場、字堀ノ内、字前田、字蓮輪、字上西小路、 字西小路、字鈴倉、字石橋、字鈴蔵、字六反畠、字牛殺、 字西立頭、字立頭、字飯田曾根、字下立頭、字東立頭、 字東今泉、字不光院、字竜頭、字大日、字東大日、字庄下、 字庄畑、字宮ノ前、字松屋敷、字西宮ノ上、字東宮ノ上、 字不動前、字南山ノ下、字西立野、字立野、字下立野、 字風呂谷、字庄内、字垣添の各字の一部	北野町中	字北ノ島、字長溝、字堀ノ口の各字の全部並びに字彼坪、 字神事田、字深坪、字福島、字一本木、字向江頭、 字連歌田、字江頭、字瓦田、字宮司田、字福王、字構地田、 字下厨子田、字厨子田、字久領町、字向芳方、字行広、 字堂ノ後、字大島、字下大島、字和千堂、字堂ノ前、 字美音田、字金免、字中牟田、字寺田、字白拍子、字天田の 各字の一部
		北野町稲数	字北畑、字蓮輪の各字の全部並びに字前田、字稲数、 字小路屋敷、字大屋敷、字伐場、字蚊田、字垣添の各字の一 部
		北野町二王丸	字サヤ田、字寺屋敷、字天神屋敷、字屋敷、字中屋敷の各字 の全部並びに字柳前、字寺前、字中畑、字大屋敷の各字の一

部

北野町金島 字椎ヶ本、字讓葉、字奥屋敷、字若草、字三井田の各字の全部並びに字寅延、字馬場、字古賀、字松葉、字若竹、字小池、字北ノ前、字古城戸、字梅園、字溝添、字垣添、字紅葉、字中地、字辻、字白高田、字浪打、字町畑、字猫ヶ池、字立花毛、字重屋敷の各字の一部

北野町大城 字北後、字東筒井、字段ノ上の各字の全部並びに字西後、字西筒井、字中筒井、字三井田の各字の一部

北野町乙丸 字前田の全部並びに字北田、字浦畑の各字の一部

北野町乙吉 字堂ノ前、字前の各字の全部並びに字流、字出口、字箱畑、字二ッ寺の各字の一部

三漕町草場 字東ノ前、字沖島、字片落、字苗代町、字曲り、字野添の各字の一部

三漕町原田 字甲田、字津乗の各字の一部

三漕町高三漕 字宮の脇、字池田、字十間輪の各字の全部並びに字平島、字国分寺、字寺田、字向寺田、字亀の甲、字西八の江、字東八の江、字丸田、字友定、字館、字八龍、字庄分、字塚崎東畑、字北小路、字北田、字古賀、字城ノ上、字三井寺、字五十町、字大坪、字松林、字六反田、字南五反田、字北五反田、字松間輪、字天神田、字牛の池、字横弓場、字笹原、字栗の内の各字の一部

三漕町早津崎 字下五反田、字ベキ、字橋の免、字吹上、字市場の各字の一部

三漕町田川 字栗ノ内、字村囲ノ三、字鉢田、字中原、字井樋の口、字道中野の各字の全部並びに字鳥越、字北畠北ノ切、字北畠中ノ切、字北畠南ノ切、字水引塚、字西栗ノ内、字京ノ木、字村囲ノ一、字村囲ノ二、字山ノ下、字垣添、字畑田、字犬塚原の各字の一部

三漕町玉満 字道端ノ一、字山の内の一、字町口ノ二、字宗尻、字佐賀利、

字道手牟田の各字の全部並びに字掛畑、字原口、字馬場、字向上野、字裏畑、字鳥添、字用蓮池、字山の内の二、字道端ノ二、字大山、字足洗ノ一、字松山、字宮の前、字原田、字金屋、字足洗ノ二、字上野、字町口ノ一、字松木ノ一、字猪の口、字魚取ノ一、字車割、字テ野、字浦橋、字亀の甲、字北田、字三本松の一、字三本松の二、字菅原、字野中、字中屋島、字園畑、字栗林、字山の下の各字の一部

三漕町福光 字堤の木、字地蔵田、字馬喰野、字大地の内の各字の一部

三漕町壱町原 字喜正田、字野畑の各字の一部

(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第604号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。
平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

	売りさばき人 証 番 号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変 更 年月日
新	167	田川市大字奈良2060-23 田川交通会館内 田川交通安全協会 会長 高本忠利	田川市大字奈良2060-23 田川交通会館内	平成27年 5月27日
旧		田川市大字奈良2060-23 田川交通会館内 田川交通安全協会 会長 江本竹乙		

福岡県告示第605号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。
平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人 証 番 号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変 更 年 月 日
新	193	八女市本町559-2 八女交通安全協会会館 内 八女交通安全協会会長 延 武	八女市本町559-2 八女交通安全協会会館内	平成27年 5月23日
旧		八女市本町559-2 八女交通安全協会会館 内 八女交通安全協会会長 角 和則	八女市黒木町桑原212-1 八女 交通安全協会東部事務所内	

福岡県告示第606号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する要措置区域
春日市下白水北三丁目82番2の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置
当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（土壤汚染対策法施行規則別表第5の1の項の中欄）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字中ノ畑1106-1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市三沢1106-1
田中 敏隆

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
嘉麻市平字町田1637番1、1637番9、1640番1、1640番2、1641番1、1642番、1643番1及び1643番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号
株式会社ダイナム
代表取締役 佐藤 公平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市紫四丁目11番14及び11番17
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区原田一丁目41番1
社会福祉法人宗恵会
理事長 山下 裕香

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
柳川市、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	平成27年3月24日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量・用地測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
------	-------

遠賀郡芦屋町西浜町

平成27年3月27日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成27年4月16日から 平成27年7月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市乙金第二土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量・出来形確認測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市大字乙金、乙金二丁目、乙金三丁目、乙金台三丁目、大城二丁目、大城三丁目	平成27年4月30日から 平成27年11月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区大字枝光	平成27年5月20日から 平成27年9月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、行橋市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（都市計画基本図修正）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
行橋市全域	平成27年5月13日から 平成28年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区大字前田地内	平成27年3月18日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により大野城市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（数値写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大野城市全域	平成27年3月24日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区大門地区	平成27年3月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により太宰府市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（数値写真地図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
太宰府市全域	平成27年3月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区大字塩屋	平成27年3月10日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市内一円	平成27年3月18日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市東区、南区、中央区、城南区 管内	平成27年3月20日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により久留米市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市全域	平成27年2月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定によりうきは市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
うきは市全域	平成27年2月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により筑前町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
------	-------

実施地域	終了年月日
朝倉郡筑前町全域	平成27年2月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により朝倉市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
朝倉市全域	平成27年2月20日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市中央区那の川一丁目地内外	平成27年3月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により大野城市乙金第二土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の

通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
大野城市大字乙金、乙金東一丁目、乙金二丁目、乙金三丁目、乙金台三丁目、大城二丁目、大城三丁目	平成26年9月30日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により春日市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
春日市内	平成27年5月18日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年6月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人福岡県総合福祉協議会
 - (2) 代表者の氏名
松尾 和昭
 - (3) 主たる事務所の所在地
八女市吉田367番地7
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者又地域住民に対して、多様な福祉サービスを創意工夫し、総合的に提供して、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援する事業を行うとともに、広く市民に対する余暇活動支援や労働者に対する交流支援などを行うことでもって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年6月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人あまつ
 - (2) 代表者の氏名
加藤 國明

(3) 主たる事務所の所在地
八女郡広川町大字広川233番地4

(4) 定款に記載された目的
(旧)

この法人は、地域コミュニティを推進する為の、憩いと語らいの場を提供する事業を行うと共に、地域の公園管理を受諾し、管理運営のほか、災害救護活動や、環境保護、子供の健全育成など、地域社会に寄与することを目的とする。

(新)

この法人は、地域コミュニティを推進する為の、憩いと語らいの場を提供する事業を行うと共に、地域の公園管理を受諾し、管理運営のほか、災害救護活動や、環境保護、子供の健全育成、地域雇用促進を支援するための活動など、地域社会に寄与することを目的とする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ハローデイ井尻店

(2) 所在地 春日市須玖北一丁目32番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ハローデイ新宮店

(2) 所在地 糟屋郡新宮町美咲二丁目1番41号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 第2グリーンプラザビル

(2) 所在地 春日市下白水南一丁目1番

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

福岡県建築士事務所指導要綱の一部改正案について、平成27年5月1日から平成27年6月1日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成27年6月12日に改正しました。

平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

建築都市部建築指導課建築指導係

電話：092-643-3721

メールアドレス：kenshido@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

土 地 改 良 区 名	解 散 認 可 年 月 日
福岡市金武西土地改良区	平成27年6月15日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る契約事項の名称
平成27年度コピー用紙単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日

平成27年5月20日

4 落札者の氏名及び住所、落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

	件名	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額
(1)	本庁地区	株式会社永池	大野城市大池二丁目24番6号	28,051,531円
(2)	福岡地区	株式会社永池	大野城市大池二丁目24番6号	25,884,370円
(3)	北九州（北）地区	キングテック株式会社	北九州市小倉北区東港二丁目5番1号	10,382,472円
(4)	北九州（南）地区	キングテック株式会社	北九州市小倉北区東港二丁目5番1号	5,040,360円
(5)	筑豊地区	キングテック株式会社	北九州市小倉北区東港二丁目5番1号	9,587,268円
(6)	筑後（北）地区	株式会社永池	大野城市大池二丁目24番6号	11,123,805円
(7)	筑後（南）地区	株式会社内野	久留米市東合川五丁目10番5号	10,506,024円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札公告日

平成27年4月7日

公告

福岡県認定職業訓練認定事務取扱要領の一部改正案について、平成27年4月28日から平成27年5月29日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理の上、平成27年6月15日に改正しました。

平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

福祉労働部労働局職業能力開発課技能振興係

電話：092-643-3601

メールアドレス：shokunokai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社安川電機	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石2番1号	平成27年6月16日	平成28年3月31日まで

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
教職員用パソコン賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格

- の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
 - (1) 申請方法
次の書類を知事に提出するものとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

- 人にとっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にとっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にとっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にとっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成27年7月15日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出し、承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

教職員用パソコン賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成27年10月1日から平成33年9月30日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年8月5日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする賃貸借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者へ平成27年7月28日（火曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者。

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育企画部企画調整課（県庁行政棟4階）

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3880（ダイヤルイン）

FAX番号 092-643-3884

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成27年6月26日（金曜日）から平成27年7月17日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成27年8月5日（水曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁4階 教育庁ミーティングルーム

(2) 日時

平成27年8月6日（木曜日）午前11時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加

わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of computer systems for use in public school staff in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit if Tender :
4:00 PM on August 5, 2015
- (3) Contact Point for the Notice : Education Planning and Coordination Division,
Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, JAPAN
TEL 092-643-3880

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。
なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日
平成27年6月11日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 (仮称) ダイレックス大川上巻店
- (2) 所在地 大川市大字上巻二反田216 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
ダイレックス株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成28年2月12日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,677平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
駐車場 建物北西側及び南西側	76
合 計	76

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
駐輪場 建物西側	24
合 計	24

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
荷さばき施設No.1 建物南東側	78.0
荷さばき施設No.2 建物北側	80.6
合 計	158.6

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
廃棄物等保管施設 建物内北側	14.43
合 計	14.43

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻

ダイレックス株式会社	午前9時00分	午後10時00分
------------	---------	----------

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
午前8時30分～午後10時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設No.1 午前6時00分～午後11時00分
荷さばき施設No.2 24時間

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成27年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年6月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

82,638

福岡県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成27年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年6月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

616,483

福岡県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成27年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年6月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,791
北九州市小倉北区	49,816
北九州市小倉南区	57,681
北九州市若松区	23,154
北九州市八幡東区	19,660
北九州市八幡西区	69,821
北九州市戸畑区	16,354
福岡市東区	77,726
福岡市博多区	59,161
福岡市中央区	49,867
福岡市南区	67,775
福岡市城南区	33,212
福岡市早良区	56,896
福岡市西区	52,798
大牟田市	33,675
久留米市	81,511
直方市	15,816
飯塚市・嘉穂郡	39,535

田川市	13,535
柳川市	19,050
八女市・八女郡	23,831
筑後市	13,015
大川市・三潞郡	13,913
行橋市	19,671
中間市	12,233
小都市・三井郡	19,808
筑紫野市	27,192
春日市	29,188
大野城市	26,002
宗像市	26,196
太宰府市	19,143
古賀市	15,581
福津市	16,073
うきは市	8,558
宮若市・鞍手郡	15,078
嘉麻市	11,447
朝倉市・朝倉郡	24,003
みやま市	11,060
糸島市	26,926
筑紫郡	12,858
糟屋郡	58,390
遠賀郡	26,178
田川郡	22,949
京都郡	15,411
築上郡・豊前市	16,764

雑 報

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2166回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成27年10月14日から
平成27年10月27日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 129,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,478,572円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 15,450,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2167回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成27年10月14日から
平成27年10月27日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 224,207,500円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 46,060,002円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,300,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2168回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成27年10月28日から
平成27年11月10日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 275,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,519,372円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 23,940,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2169回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成27年11月11日から
平成27年11月24日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 269,610,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,712,908円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 38,760,000円
- 9 受託申請期限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2170回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成27年11月11日から
平成27年11月26日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 129,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,348,972円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 15,450,000円
- 9 受託申請期限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2171回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 800,000,000円
400万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成27年12月9日から
平成27年12月25日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 359,040,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 73,325,952円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 51,680,000円
- 9 受託申請期限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2172回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,400,000,000円
1組10万通 70組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成27年12月23日から
平成28年1月12日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 627,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 125,666,532円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 55,860,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2173回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
1組10万通 40組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円

- 4 発 売 期 間 平成28年1月13日から
平成28年1月26日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 170,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 40,331,412円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 20,600,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2174回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年1月16日から
平成28年2月2日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 224,685,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び

- 当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,561,798円
 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,300,000円
 9 受託申請期限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2175回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 600,000,000円
 1組10万通 30組
 3 証 票 金 額 1枚 200円
 4 発 売 期 間 平成28年1月20日から
 平成28年2月2日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 270,900,000円
 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 7 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,156,492円
 8 その他発売経費 発売総額に対し 23,940,000円
 9 受託申請期限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2176回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 350,000,000円
 1組10万通 35組
 3 証 票 金 額 1枚 100円
 4 発 売 期 間 平成28年2月3日から
 平成28年2月16日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 151,900,000円
 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 7 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 35,478,972円
 8 その他発売経費 発売総額に対し 18,025,000円
 9 受託申請期限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2177回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年2月3日から
平成28年2月16日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 179,680,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,507,888円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 25,840,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2178回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年2月10日から

平成28年2月23日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 267,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,231,012円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 23,940,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2179回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年2月17日から
平成28年3月1日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 224,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,754,200円

8 その他発売経費 発売総額に対し 32,300,000円

9 受託申請期限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名 称 第2180回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 300,000,000円

1組10万通 30組

3 証票金額 1枚 100円

4 発売期間 平成28年2月24日から

平成28年3月8日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 133,900,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,384,612円

8 その他発売経費 発売総額に対し 15,450,000円

9 受託申請期限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名 称 第2181回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 400,000,000円

200万通

3 証票金額 1枚 200円

4 発売期間 平成28年3月2日から

平成28年3月15日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 179,394,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,823,550円

8 その他発売経費 発売総額に対し 25,840,000円

9 受託申請期限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2182回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成28年3月16日から
平成28年3月29日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 110,400,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,324,812円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,875,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2183回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年3月16日から
平成28年3月31日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 224,565,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,706,302円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,300,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成27年7月10日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2184回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年3月19日から
平成28年3月31日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 228,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,161,172円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,950,000円

9 受託申請期限 平成27年7月10日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第596号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

平成27年6月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 特定危険薬物の名称

化学名 2 - [(4 - クロロ - 2 , 5 - ジメトキシフェネチルアミノ) メチル] フェノール及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

平成27年6月26日